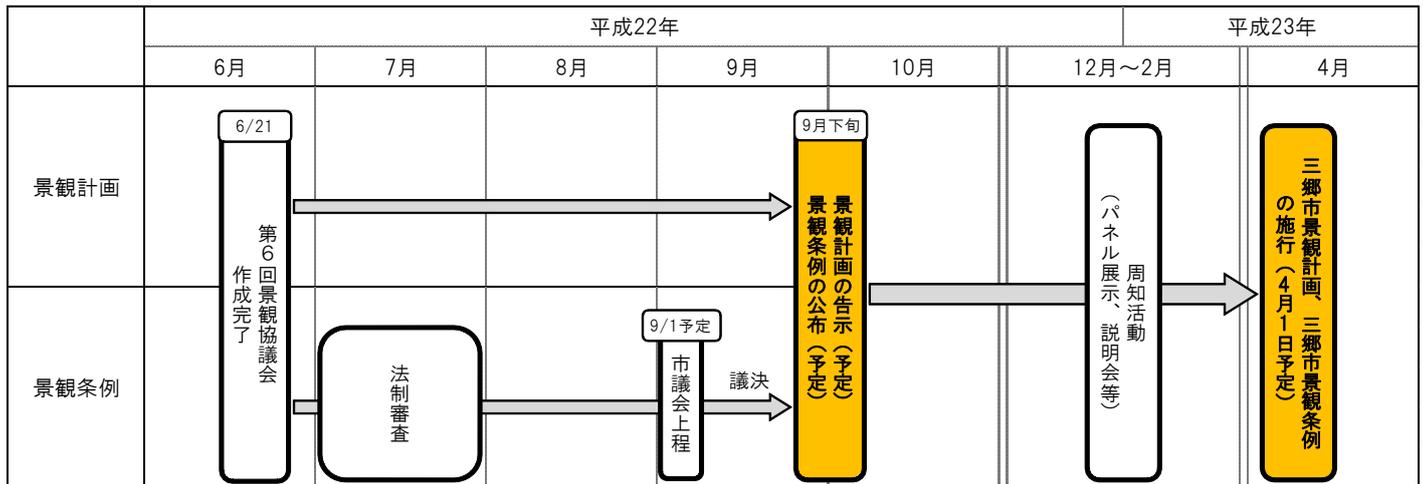


今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール

●三郷市景観計画及び三郷市景観条例施行までのスケジュール



(2) 周知活動

市が行う景観形成に関する意識の向上、景観計画等の内容について、市民及び事業者に知らしめるため、パネル展示や説明会を開催します。

a) パネル展示

良好な景観形成に関する意識の向上を図るため、『景観パネル展示』を開催します。

・景観パネル展示の開催場所

①ららほっとみさと（ららぼーと新三郷1階、市の情報発信基地）

【平成22年12月14日（火）～21日（火）の予定】

②その他市内の公共施設

【平成23年1月～2月の予定】

b) 説明会

景観計画等の内容についての周知を行うため、『市民向け又は事業者向けの説明会』を開催します。

①市民向けの説明会

良好な景観形成の実現に向けた考え方、周囲の景観に配慮した建築物の建て方、景観計画等の概要などについて説明を行います。

②事業者向けの説明会

届出が必要な建築物等の種類、良好な景観形成を行うための手法、景観計画等の概要などについて説明を行います。

(3) 今年度以降の景観業務

良好な景観形成の創出又は保全に向けて、様々な業務を行っていきます。

a) 景観計画運用指針の策定【スケジュール参照】

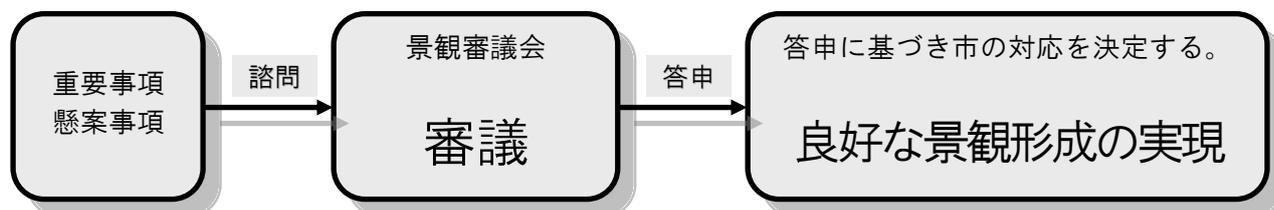
景観計画の内容を分かりやすくするため、今年度中に運用指針を策定し公表いたします。

●景観計画運用指針の作成方針

- ・届出対象となる建築物や工作物を、図を用いて分かりやすく表現する。
- ・規制基準である景観形成基準の文言を、図を用いて分かりやすく表現する。
- ・他の手続きとの関係を時系列で整理する。

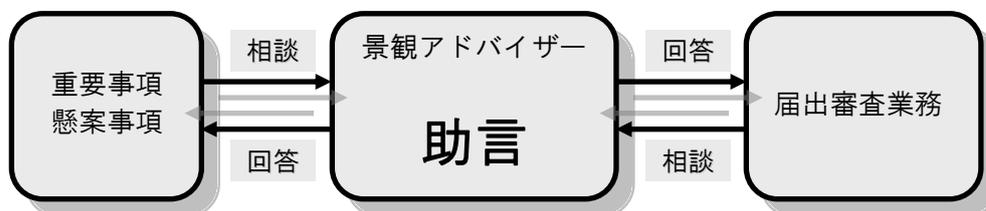
b) 三郷市景観審議会の設置

市独自の景観行政を推進する上で、重要又は懸案事項に対する審議を行う組織を来年度から設置します。組織の委員は三郷市景観条例を根拠に構成されます。



c) 三郷市景観アドバイザーの指定

市独自の景観行政を推進する上で、届出審査の業務及び重要又は懸案事項に対する助言を行う専門家（景観アドバイザー）を来年度から指定します。



d) 市独自の屋外広告物条例制定の検討【スケジュール参照】

良好な景観形成を創出する要素として、屋外広告物の形態規制があります。今年度は市内にある屋外広告物の実態調査を実施して課題の整理を行います。

来年度以降は、実態調査の結果を基に、屋外広告物条例制定の必要性の有無について検討していきます。

- 市独自の屋外広告物条例を制定すると？
 - ・秩序ある掲出になるため、美しい自然や街の景観を創出できる。
 - ・景観計画及び条例で足りない部分を補完することができる。

e) 公共事業ガイドライン策定の検討【スケジュール参照】

景観計画及び景観条例は主に民間建築物を対象としています。公共事業で設置する外灯、ガードレール等の施設においても良好な景観形成を創出する要素となることから、公共事業ガイドライン策定に向けて今後検討していきます。

- 公共事業ガイドラインが策定されると？
 - ・道路、電柱、建物などの公共施設を新設する又は更新するときの基準を定めることにより、良好な景観形成が創出される。
 - ・良好な景観を創出する公共施設は、市民及び事業者の景観形成への意識を高めるとともに、民間の建築活動等に影響を与える。

f) 三郷市景観賞の創設

良好な景観形成の実現及び意識啓発を目的に、市内にある優秀な景観を表彰する「三郷市景観賞」の創設を検討していきます。

進め方の案としては、良好な景観資源、建築物等を対象に写真及びコメントによる公募を行い、三郷市景観審議会の審査を経て、市が表彰を行います。

